第一条から第四条まで (現行のとおり)

(難儒基準)

第五条 (現行のとおり)

- 2 (関行のとおり)
- 以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)に限り適用する。ては、遵守基準は、次に掲げる部分 (第二号、第四号又は第六号の経路が二3 別表第二 一の部及び二の部に定める特定都市施設を改修する場合におい
 - 一 (関行の とおり)
- ○間の庭路 (以下「車椅子使用者用庭路」という。) を含む。 を構改する問に掲げる基準に適合する場所 (以下「車椅子使用者用部分」という。) と使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第五 十一の項刊観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子椅子使用者用客室」という。) 以外の各客室 (以下「一般客室」という。) 以外の各客室 (以下「一般客室」という。) 以外の各客室 (以下「一般客室」という。) はれいて同じ。)における車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車枠子使用者が口筒に対ける衛子を頂達の傾望業の確認を除く。別表第三 十八号) 第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第三 十年に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二号) 第二条第六項第四号に等の各住戸又はホテル若しくは旅館 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等が利用する居金 (以下この条において「利用居室」という。)、共同住宅を部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者に関するは対し、反は主として高齢者、障害者に関けばはは、以下「道等」という。) から前号に掲げ

第一条から第四条まで (略)

(整體基準)

湃 五条 (略)

つ (器)

ては、遵守基準は、次に掲げる部分に限り適用する。 3 別表第二 一の部及び二の部に定める特定都市施設を改修する場合におい

関行

((()

及び敷地内の通路(以下「廊下等」という。)、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機までの「以上の経路を構成する出入口、廊下(これに類するものを含む。)情子使用者用客室」という。)以外の各客室(以下「一般客室」という。)目において同じ。)における車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車の項□、別表第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第三十段と資業の用に供する施設及び旅館業法(昭和二十三年法律第百三十等の各住戸又はホテル若しくは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等が利用する居室(以下この条において「利用居室」という。)、共同住宅を部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者可可は以下「適叉は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から前号に掲げ

段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路出入口、廊下(これに類するものを含む。)(以下「廊下等」という。)、階

三(現行のとおり)

| - ターその他の昇降機及び敷地内の通路| | 使用者用経路を含む。)| を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベでの経路 (当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用便房」という。) (前号に掲げる便所に設けられるものに限る。) ま椅子使用者」という。) が円滑に利用することができる便房 (以下「車椅子設けられていないときは、道等) から車椅子を利用している者 (以下「車関」号に掲げる部分にある利用居室 (当該改修に係る部分に利用居室が

五 (現行のとおり)

通路
 入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の付客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出いないときは、道等)又は一般客室までの経路 (当該利用居室が観覧席又掲げる部分にある利用居室(当該改修に係る部分に利用居室が設けられてできる駐車施設 (以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)から第一号に大 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することが

4及びら (現行のとおり)

第六条から第十六条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

条関係) 別表第三 建築物(共同住宅等を除く。)に関する整備基準(都市施設)(第五

整備項目 整 備 基 準

11 (魯)

- その他の昇降機及び敷地内の通路での一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベータ使用者用便房」という。)(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)ま椅子使用者」という。)が円滑に利用することができる便房(以下「車椅子設けられていないときは、道等)から車椅子を利用している者(以下「車関・等一号に掲げる部分にある利用居室(当該改修に係る部分に利用居室が

円 (器)

廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路いないときは、道等)又は一般客室までの「以上の経路を構成する出入口、掲げる部分にある利用居室(当該改修に係る部分に利用居室が設けられてできる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)から第一号に大 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することが

4及びら (略)

第六条から第十六条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

条関係)別表第三 建築物(共同住宅等を除く。)に関する整備基準(都市施設)(第五

整備項目	翻	備	華	崇	

一 移動等円	○ 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち
齡七절路等	一以上(闽に掲げる場合にあっては、その全て)を高齢
	者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円
	滑化経路等」という。) にしなければならない。
	① 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は
	主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下こ
	の表において「利用居室等」という。)を設ける場合
	道等から当該利用居室等までの経路 (当該利用居室等
	が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用
	者用経路を含む。)
	② 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子
	使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場
	合 利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられ
	ていないときは、道等。 ③において同じ。) から当該
	車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室等が観
	覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用
	凝路を合む。)
	③ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を
	設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用
	居室等までの経路(当該利用居室等が観覧席又は客席
	である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)
	④ (現行のとおり)
	① (現行のとおり)
こから七まで	(現行のとおり)

一 移動等田	○ 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち
滑化猛路等	一以上(闰に掲げる場合にあっては、その全て)を高
	齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動
	等円滑化経路等」という。)にしなければならない。
	① 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は
	主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下
	この表において「利用居室等」という。)を設ける場
	合 道等から当該利用居室等までの経路
	② 建築物又はその敷地に入の項门口に掲げる構造の
	車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けら
	れるものを除く。)を設ける場合 利用居室等(当該
	建築物に利用居室等が設けられていないときは、道
	等。 閃において同じ。) から当該車椅子使用者用便房
	までの経路
	③ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を
	設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用
	居室等までの凝路
	(発) (と)
	① (盤)
こから七まで	(盤)

<u>(出て特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高」</u>
齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が
利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当す
る数以上を設けるものでなければならない。
ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不
特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高
齢者、障害者等が利用する便所を一以上設ける施
設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあ
<u>w</u> #8
イ 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等
が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特
定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在
時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定
若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、
障害者等が利用する便所を設けないことがやむを
○ 下特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高
齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定
くは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で
 ③ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高

者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなけ
「下特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢

八 便所

\prec	便所	一 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
		者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の
		表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
		山からのまで (

とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面

- あっては、それぞれ一以上)設けなければならない。用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合に一以上に、車椅子使用者用便房を一以上(当該車椅子使□ 门に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち□
- 合は、この限りでない。
 利用する上で支障がないものとして次に掲げる3の場合ない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房をける場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければな該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設しに定める数以上)に、車椅子使用者用便房を一以上(当該便所のうち一以上(次に掲げる回の場合にあっては、「倒可において「便所設置階」という。)においては、当回 「○ 「○ 「四別定により「に規定する便所を設ける階(以下こ」
 - の数とする。 のを除く。)の数を超える場合にあっては、当該便所に規定する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるもに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける刊にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイ川 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合
 - 四万平方メートル以下の場合 ニア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、
 - る場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を
 イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超え

ること。
るときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものとす
「「一〇の便所のうち一以上(男子用及び女子用の区別があ

(整設)

旧及び3(新設)

とする。 で支障がないものは、次のいずれかに該当するもの ② 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上は、その端数を切り上げた数) 乗じて得た数(その数に一未満の端数があるとき

る場合 設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあ設ける場合にあっては、それぞれ一以上) 設ける施車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別をであり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上 (当該ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階

る場合 置階以外の便所設置階の「に規定する便所に設け椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設了 便所設置階の「に規定する便所に設けるべき車

当該・又は・に定める場合
ウ 次の・又は・に掲げる便所設置階の区分に応じ、

子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、男える場合にあっては、□□に掲げる場合の区分に該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超設置階 当該□に規定する便所のうち一以上(当男子用の□に規定する便所のみを設ける便所

設置階 当該门に規定する便所のうち一以上(当・女子用の门に規定する便所のみを設ける便所

該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超 える場合にあっては、ヨリに掲げる場合の区分に 広じ、それぞれ当該区分に定める数以上) に、女 子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合 エ 床面積が干平方メートル未満の便所設置階を有 する建築物に、床面積が干平方メートル未満の階の 末面憤の合計に千分の一を乗じて得た数(その数に 一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 数) (干平方メートル未満の便所設置階(車椅子使 用者用便房のみを設ける「に規定する便折のみを 設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える 場合にあっては、当該階数に相当する数)に 日本文 の規定により末面債が干平方メートル以上の便所 設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加 えた数(②・に規定する施設が②・に規定する位置 にある場合にあっては、当該数から当該施設に設け る車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に 男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、 それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた 数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者 用便房(男子用の「に規定する便所及び女子用の「 に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。) に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあって は、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 **岡 車椅子使用者用便房は炊に掲げる構造のものとす**

① 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を

₩°

- <u>と。</u> ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ
- う十分な空間が確保されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよ
- い位置に設けること。ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやす
- と。 車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示するこ
 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該
- ならない。 設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別をが円滑に利用することができる構造の水洗器具を設け「に規定する便所のうち一以上には、高齢者、障害者等回 □及び回に定めるもののほか、□の規定により設ける
- 及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければなける場合にあっては、それぞれ一以上)設け、当該便房便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設その他の乳幼児を座らせることができる設備を設けたける□に規定する便所のうち一以上には、ベビーチェアロ□
 回 □から回までに定めるもののほか、□の規定により認回□
- ける「に規定する便所のうち」以上(当該便所に男子用内 口から回までに定めるもののほか、「の規定により設

一以上毀けること。

- と。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ
- よう十分な空間が確保されていること。

 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる
- すい位置に設けること。
 ウー般用の便所に近接し、分かりやすく利用しや
- ること。 ができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設け の 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用すること
- と。 便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこことができる設備を設けた便房を一以上設け、当該③ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせる

換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、そ倒 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交

	T
	及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一
	以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換
	ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の
	表示を行わなければならない(他におむつ交換ができる
	場所を設ける場合を除く。)。
	円 口から内までに定めるもののほか、〇の規定により設
	ける「に規定する便所のうち一以上(当該便所に男子用
	及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一
	以上)は、次に掲げる構造としなければならない。
	① 床面には、段差を設けないこと。
	② 大便器は、一以上を腰掛式とすること。
	③ 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けるこ
	<u> سات</u>
	Number は 日から出までに定めるもののほか、〇の規定により設
	ける「に規定する便所であって、男子用小便器を設ける
	もののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便
	器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに
	限る。) その他これらに類する小便器を一以上設け、当
	該小便器に手すりを設けなければならない。
九及び十	(現行のとおり)
十一 觀 鮨	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
斯· 客席	者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるも
	<u> </u>

	の旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場
	所を設ける場合を除く。)。
	○ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
	者、障害者等が利用する一般便所を設ける場合には、
	そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるとき
	は、それぞれ一以上)は、次に掲げる構造とすること。
	① 床面には、段差を設けないこと。
	② 大便器は、一以上を腰掛式とすること。
	図 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けるこ
	ك ا°
	岡 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
	者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設
	ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、
	壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメート
	ル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を
	一以上設け、当該小便器に手すりを設けなければなら
	4 5°
九及び十	(盤)
十一 駕 鮨	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
乕・ を乕	者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合に
	は、次に掲げる構造とすること。
	1

一 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用 者が円滑に利用することができるものとして山に掲げ る区分に応じ、当該区分に定める数以上のごに掲げる基 準に適合する場所を設けなければならない。

- 刊 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所 の数は、炊に掲げるものとする。
 - ア
 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百以下 の場合 11
 - イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が百を超 え、二百以下の場合 当該座席の数に五十分の一を 乗じて得た数(その数に一未満の端数があるとき は、その端数を切り上げた数)
 - ウ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を 超える場合 当該座席の数に百分の一を乗じて得 た数(その数に一未満の端数があるときは、その端 数を切り上げた数)に二を加えた数
- 22 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所 の基準は、次に掲げるものとする。
 - ア幅は、九十センチメートル以上とすること。
 - → 奥行きは、百三十五センチメートル以上とするこ
 - A)°

〕 車いす使用者のための観覧席又は客席を出入口から 容易に到達でき、かつサイトライン(可規線)に配慮し た位置に、当該観覧席又は客席の全席数が二百席以下の 場合は当該席数に五十分の一を乗じて得た数(一未備の 端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、 全席数が二百席を超える場合は当該席数に百分の一を 乗じて得た数(一未満の端数が生じたときは、これを切 り上げて得た数)に二を加えた数以上設けること。 **1 及び3 (新設)**

1		
	ウ、床は平らとすること。	
	エ 車椅子使用者のサイトライン(可視線)に配慮し	
	た位置に設けること。	
	オ 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が フィー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	必りつ。	
	□ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、	
	観覧席又は客席に設ける座席の数が二百を超える場合	
	には、二箇所以上に分散して設けなければならない。	
	具用補職設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮	
	した設備を設けること。	
+11	(駅 作 の か な ら)	
1 1	(#1/4-0 0 A4-1)	
十川 猫母蜂	下特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	下特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け「下特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	る駐車施設の数 (当該駐車場を二以上設ける場合にあっ者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け< 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	ては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に五十分のる駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっ者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときでは、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に五十分のる駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっ者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け 下特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	は、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用駐一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に五十分のる駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっ者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者は、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用駐一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に五十分のる駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっ者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け「不特定者しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者は、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用駐一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に五十分の合駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっ者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	
	に掲げる場合は、この限りでない。 が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者は、その端数を切り上げた数)以上の車椅子使用者用駐一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に五十分のる駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあっ者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設け「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢	

十二	誤を設けなければならない。 得た数)に二を加えた数以上の、車いす使用者用駐車施 た数(一未満の端数が生じたときは、これを切り上げて 百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて命 きは、これを切り上げて得た数)以上、全駐車台数が二 に五十分の一を乗じて得た数(一未満の端数が生じたと 群車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数 者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該 一、作体に若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢 した設備を設けること。 (称) (称)
	得た数) に二を加えた数以上の、車い寸使用者用駐車施

の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高 齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であっ て、次に掲げる基準に適合する場合 ア
当該山に規定する駐車場の出入口の部分に車椅 子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な 場所が一以上設けられていること。 イ 当該山に規定する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該山に規定する駐車場を二以上設ける場合に あっては、当該山に規定する駐車場に設ける駐車施 設の総数。以下このイにおいて同じ。)及び当該回 に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者 が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用す る駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当 該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車 場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数)の合計数 が、当該山に規定する駐車場に設ける駐車施設の数 及び当該山に規定する駐車場以外の不特定若しく は多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者 等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐 車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に 設ける駐車施設の総数)の合計数に五十分の一を乗

車に乗降することが可能な場所が一以上設けられてかつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動

② 川に規定する駐車場及び川に規定する駐車場以外

いる場合

	じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、		
	その端数を切り上げた数)以上であること。		
	□ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ		
	ばなのない。		
	団 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。		
	③ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(当該		
	建築物に利用居室等が設けられていないときは、道		
	等。 曰において同じ。) までの経路の長さができるだ		
	け短くなる位置に設けること。		
	○ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢		
	者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施		
	設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又は		
	その付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室		
	等までの経路についての誘導表示を設けなければなら		
	<u>なこ。</u>		
十回から十七	(現行のとおり)		
#4 F			

別表第四 建築物(共同住宅等)に関する整備基準(都市施設)(第五条関係)

整備項目	整 備 基 準
一 特定経路	〕 (現行のとおり)
掛	□ 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又
	は主として高齢者、障害者等が利用する居室等、車椅子
	使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場

		等。 闫において同じ。)までの経路の長さができるだ
		け短くなる位置に設けること。
		団 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢
		者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施
		設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又は
		その付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室
		等までの経路についての誘導表示を設けなければなら
		45°
	十四から十七	(盤)
	#4 F	
щ	成表第四 建築物	(共同住宅等) に関する整備基準(都市施設)(第五条関係
	整備項目	整 蕉 類
	一 特定経路	① (盤)
	掛	□ 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又
	1	

ばならない。

三 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ

建築物に利用居室等が設けられていないときは、道図 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等(当該回 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

门门に掲げる構造の車椅子使用者用便房又は車椅子使は主として高齢者、障害者等が利用する居室等、

	合においては、別表第三のうち移動等円滑化経路等に係
	る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動
	等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等
	となるべき経路又はその一部については、この表の規定
	は適用しない。
	① (既行のかおり)
こから七まで	(野行の と な り)
八 便所	○ 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなけれ
	ばならない。
	① 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用す
	る階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以
	上を設けるものでなければならない。
	ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数
	の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷
	地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
	イ 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さ
	い階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物
	の管理運営上多数の者が利用する便所を設けない
	ことがやむを得ないと認められる階
	② 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に
	偏ることなく設けることその他の多数の者が利用す
	る上で支障がない位置に設けることとする。
	③ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、
	又は滑りにくい材料で仕上げること。

	用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第三のう
	ち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合
	において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の
	適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部
	については、この表の規定は適用しない。
	① (盤)
こからせまで	(盤)
人 便所	○ 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面
	を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	川から闯まで (

- 場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければならな椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設けるのうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上(当該車□ 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所
- る3の場合は、この限りでない。 用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者 区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けな一以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用のっては、当該便所のうち一以上(次に掲げる凹の場合にあては、当該便所のうち一以上(次に掲げる凹の場合にあ (以下この項において「便所設置階」という。) におい
 - 該多数の者が利用する便所の数とする。 けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房のみを設に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイ団 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合
 - 四万平方メートル以下の場合 二ア 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、
 - 乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときる場合 当該床面積に相当する数に二万分の一をイ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超え

				用の区別があ
	それぞれ」	以上) t	、次に掲げ	ろものとする
ハンつ。				
(
(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(正改)			
に	(株計)			

- ・ 女子用の多数の者が利用する便所のみを設け る便所設置階 当該多数の者が利用する便所の
- ・ 男子用の多数の者が利用する便折のみを設け る便所設置階 当該多数の者が利用する便所の うち一以上(当該便所設置階の床面積が一万平 方メートルを超える場合にあっては、ヨゴに掲 げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定 める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房 を一以上毀ける場合
- 当該・又は・に定める場合
- ウ、次の・又は・に掲げる便所設置階の区分に応じ、
- べき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便 便所に設ける場合
- 設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設ける施 設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあ る場合 **イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける**
- ア
 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階 であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上(当該 車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を
- 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上 で支障がないものは、次のいずれかに該当するものと する。
- は、その端数を切り上げた数)

げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定 める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房 を一以上設ける場合 エ 末面饋が干平方メートル未満の便所設置階を有 する建築物に、床面積が干平方メートル未満の階の 末面憤の合計に干分の一を乗じて得た数(その数に 一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 数)(干平方メートル未満の便所設置階(車椅子使 用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所 のみを設けるものを徐く。) の階数に相当する数を 超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に □本文の規定により未面債が干平方メートル以上 の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の 数を加えた数(②・に規定する施設が②・に規定す る位置にある場合にあっては、当該数から当該施設 に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用 便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあ っては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差 し引いた数)以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅 子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所 及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階 に設けるものに限る。) に男子用及び女子用の区別

を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者

方メートルを超える場合にあっては、ヨ山に掲うち一以上(当該便所設置階の床面積が一万平

用便房)を設ける場合

- <u>る。</u> ③ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとす
 - と。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ
 - <u>う十分な空間が確保されていること。</u> イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよ
 - <u>い</u>位置に設けること。 ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやす
 - 上 車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示するこ
 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該
- ければならない。 区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上) 設けなる設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具多数の者が利用する便所のうち一以上には、高齢者、障回 □及び□に定めるもののほか、□の規定により設ける
- ぞれ一以上)は、次に掲げる構造としなければならない。男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それける多数の者が利用する便所のうち一以上 (当該便所に国 口から回までに定めるもののほか、〇の規定により設
 - 田 床面には、段差を設けないこと。
 - <u>3 大便器は、一以上を腰掛式とすること。</u>
 - 図 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けるこ

- <u>一以上設けること。</u> 回 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を
 - と。 ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ
 - う十分な空間が確保されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよ
 - ○位置に設けること。ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやす
- ること。 ができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設け ② 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用すること

- れぞれ一以上)は、次に掲げる構造とすること。うち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、そ回 多数の者が利用する一般便所を設ける場合には、その
 - 田 床面には、段差を設けないこと。
 - 大便器は、一以上を腰掛式とすること。
 - **岡 腰掛式とした大便器の一以上に、手すりを設けるこ**

	_
	<u> </u>
	闵 口から田までに定めるもののほか、〇の規定により設
	ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を
	設けるもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式
	の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下の
	ものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設
	け、当該小便器に手すりを設けなければならない。
九及び十	(既行のとおり)
7721	(#// // 0. 0.4%~)
十	一 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区
	分に応じ、当該印文は切に定める数以上の車椅子使用者
	用駐車施設を設けなければならない。
	は 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を)
	以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車
	施設の総数。②において同じ。)が二百以下の場合 当
	に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた
	数)
	② 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える
	場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数
	(その数に一未満の端教があるときは、その端教を切
	り上げた数)に二を加えた数
	〇 门の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支
	障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。
	① 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械

	<u> کا °</u>
	回 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設け
	る場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛
	式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下
	のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上
	設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。
九及び十	(
十一	○ 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのう
	ち一以上に、車いす使用者用駐車施設を一以上設けなけ
	ればならない。
	<u> </u>
	(

- め 改修を行う場合であって、吹のア又はイに掲げる場 合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅 子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に 設ける場合
- 数(当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合 にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐 車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場 に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の 者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあって は、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車筒子 使用者用駐車施設の総数)の合計数が「に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上 であること。
- 椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能 な場所が一以上設けられていること。 イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の
- であって、次に掲げる基準に適合する場合 ア
 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車
- ② 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐 車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- 接置により自動車を駐車させる構造のもの(以下「多 数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降 することが可能な場所が一以上設けられている場合

場を設ける場合 炊の・又は・に掲げる場合の区 分に応じ、当該・又は・に定める数

- ・ 当該攻修に係る部分に設ける多数の者が利用 する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該改修に係 る部分に多数の者が利用する駐車場を二以上設 ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐 車場に設ける駐車施設の総数。以下この・及び・ において同じ。) が二百以下の場合 当該駐車陥 設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に 未情の端数があるときは、その端数を切り上げた 赘)
- ・ 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用 する駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超え る場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて 得た数(その数に一未満の端数があるときは、そ の端数を切り上げた数) に二を加えた数
- イ 当該效修に係る部分に多数の者が利用する駐車 場を設けない場合
- 三 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ ばならない。

 - <u>三</u> 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - ② 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用 する居室等(以下この頃において「利用居室等」とい う。当該建築物に利用居室等が設けられていないとき は、道等。四において同じ。)までの経路の長さがで

<u>り</u> 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 ② 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等(当該

け短くなる立置に設けること。

ゴ 車いず使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ

ばならない。

建築物に利用居室等が設けられていないときは、道 等。 〕において同じ。) までの経路の長さができるだ

	きるだけ短くなる位置に設けること。
	四 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施
	設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又は
	その付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室
	等までの経路についての誘導表示を設けなければなら
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
十二から十五	(現行のとおり)
#4 F	

別表第五 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第 別表第五 建築物(共同住宅等を除く。)に関する遵守基準(特定都市施設)(第 五条関係)

整備 百	遵守基準とすべき事項
一 移動等日	○ 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち
能力落踞等	一以上(山に掲げる場合にあっては、その全て)を移動
	等円滑化経路等にしなければならない。
	① 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主と
	して高齢者、障害者等が利用する居室(以下この表に
	おいて「利用居室」という。) を設ける場合 道等か
	ら当該利用居室までの経路(当該利用居室が観覧席又
	は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を
	含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理
	髪店、クリーニング取炊店、質屋及び貸衣装屋その他
	これらに類するサービス業を営む店舗については、直
	接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」とい

五条関係)

整備項目	遵守基準とすべき事項
一	○ 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち
能 乙 凝 路 等	一以上(闽に掲げる場合にあっては、そのすべて)を移
	動等円滑化経路等にしなければならない。
	① 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主と
	して高齢者、障害者等が利用する居室(以下この表に
	おいて「利用居室」という。) を設ける場合 道等か
	ら当該利用居室までの経路(幼稚園、保育所及び母子
	生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質
	屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を
	営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある
	階(以下「地上階」という。)又はその直上階若しく
	は直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当

	う。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室
	を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又
	は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
	② 建築物又はその敷地に <u>車椅子使用者用便房</u> (車椅子
	使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場
	合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられてい
	ないときは、道等。 臥において同じ。) から当該 車椅
	子使用者用便房までの経路(当該利用居室が観覧席又
	は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を
	<u>(相知。)</u>
	③ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を
	設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用
	居室までの経路(当該利用居室が観覧席又は客席であ
	る場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)
	② (既行のとおり)
	① (黒作のかおり)
こから七まで	(現行のとおり)
人 便所	一門 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、
	障害者等が利用する便所(以下この項において「不特定」
	多数利用便所 という。) は、次に掲げるものでなけれ
	##### ### ### ### ### ### ### ### ###
	① 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する
	階(次に掲げる階を徐く。)の階数に相当する数以上
	を設けるものでなければならない。

	該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移
	劃に係る部分を除く。)
	② 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす
	使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場
	合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられてい
	ないときは、道等。 ③において同じ。) から当該 <u>車い</u>
	<u> </u>
	③ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を
	設ける場合 当該車いす使用者用駐車施毀から利用し (500mg) 112 12 12 12 12 12 12 12
	
	元 (ml)××) こ 会を III
	(智)
こから七まで	(智)
	(童)
人 便所	○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者
	障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を
	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	円から同まで (

- 使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合ち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上(当該車椅子□ 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のう
- 滑りにくい材料で仕上げること。 ③ 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は
- 用する上で支障がない位置に設けることとする。ことなく設けることその他の不特定多数の者等が利別 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏る
- 周囲所を設けないことがやむを得ないと認められ 短い階その他の建築物の管理運営上下特定多数利 が著しく小さい階、下特定多数の者等の滞在時間が 定多数の者等」という。) が利用する部分の床面積 等を除く。) その他これらに類する施設でない施設第三百七十九号)第五条第一号に定める公立小学校内得化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令の特別特定建築物 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等、両害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二 一の部及び二の部の都下施設のうち、高齢
- の当該出入口に近接する位置にあるもの||定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内||ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特

<u>こと。</u> るときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものとする □ 门の便所のうち一以上(男子用及び女子用の区別があ

にあっては、それぞれ一以上)毀けなければならない。 三 一つ規定により不特定多数利用便所を設ける階(以下 この頃において「便所設置階」という。)においては、 当該便折のうち一以上(炊に掲げる山の場合にあって は、山に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を一以 上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別 を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けなけれ ばならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便 房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる30 の場合は、この限りでない。 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合 にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイ に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不 特定多数利用便所 (車椅子使用者用便房のみを設ける ものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該不 特定多数利用便所の数とする。 四万平方メートル以下の場合 ニ **イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超え** る場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を 乗じて得た数(その数に一未満の端数があるとき は、その端数を切り上げた数) ○ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上 で支障がないものは、次のいずれかに該当するものと やる。

(権
<u>円及びの</u> (権設)

- ・ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便 <u> 所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以</u> 上(当該便所設置階の床面積が一万平方メート ルを超える場合にあっては、ヨリに掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以 上)に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上
- ・ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便 上(当該便所設置階の床面積が一万平方メート ルを超える場合にあっては、三川に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以 上)に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上 設ける場合
- 当該・又は・に定める場合
- ウ、次の・又は・に掲げる便所設置階の区分に応じ、

ける場合

置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設

- る場合 **イ 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき** 車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便予設
- ア
 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階 であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上(当該 車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を 設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設ける施 設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあ

- ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているころ。
- ③ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとす

エ 床面積が干平方メートル未満の便所設置階を有 する建築物に、床面積が干平方メートル未満の階の 末面憤の合計に干分の一を乗じて得た数(その数に 一夫情の端数があるときは、その端数を切り捨てた 数)(干平方メートル未満の便所設置階(車椅子使 用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみ を設けるものを徐く。)の階数に相当する数を超え る場合にあっては、当該階数に相当する数) に三本 文の規定により末面債が干平方メートル以上の便 所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を 加えた数(3つ・に規定する施設が3つ・に規定する位 置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設 ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房 に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあって は、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引 いた数)以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使 用者用便房 (男子用の不特定多数利用便所及び女子 用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるもの に限る。) に男子用及び女子用の区別を設ける場合 にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設 ける場合

段ける場合

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ

便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を

一以上数けること。

٦1°

- <u>う十分な空間が確保されていること。</u> <u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよ</u>
- ばならない。 を設ける場合にあっては、それぞれ一以上) 設けなけれけた便房を一以上 (当該便房に男子用及び女子用の区別等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設下特定多数利用便所のうち一以上には、高齢者、障害者回 口及び口に定めるもののほか、刊の規定により設ける
- る場所を設ける場合を除く。)。
 の表示を行わなければならない(他におむつ交換ができ換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨一以上)には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれける不特定多数利用便所のうち一以上(当該便所に男子門 口から田までに定めるもののほか、〇の規定により設
- ける不特定多数利用便所であって、男子用小便器を設け付 口から内までに定めるもののほか、〇の規定により設

A1°

- <u>う十分な空間が確保されていること。</u> イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよ
- ること。ができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設け図 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用すること

房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。ことができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便倒 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせる

設ける場合を除く。)。 旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その 関所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交

障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける□ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、

	るもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小
	便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のもの
	に限る。) その他これらに類する小便器を一以上設けな
	ければならない。
九及び十	(現行のとおり)
十一 麗麗	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障
ボ・ を柝	害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでな
	サればならない。
	団に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以
	上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。
	① 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとす
	<u>vô∘</u>
	ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百以
	下の場合 11
	イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が四百を
	超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて
	得た数(その数に一未満の端数があるときは、その
	端数を切り上げた数)
	② 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとす
	<u>vô∘</u>
	ア幅は、九十センチメートル以上とすること。
	イ 奥行きは、百三十五センチメートル以上とするこ
	√°

	場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式
	の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下の
	ものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設
	けなければならない。
九及び十	(盤)
十一 麗麗	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障
席・ 客席	害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲
	げる構造とすること。
	一単いす使用者のための観覧席又は客席を出入口から
	容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮し
	た位置に設けること。
	<u> </u>

	ウ、床は平らとすること。
	エ 車椅子使用者のサイトライン(可視線)に配慮し
	た位置に設けること。
	① 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配
	慮した設備を設けること。
+11	(既作のとおり)
十三 駐車場	下特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、
	障害者等が利用する駐車場(以下この項において「不特」
	定多数利用駐車場」という。)には、次に掲げる場合の
	区分に応じ、当該①又は②に定める数以上の車椅子使用
	者用駐車施設を設けなければならない。
	① 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二
	以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車
	施設の総数。凶において同じ。)が二百以下の場合 当
	該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数
	に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた
	蒸)
	○ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える
	場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数
	(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切
	り上げた数)に二を加えた数
	门 门の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支
	障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。
	① 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置

	した設備を設けること。 □ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮
+11	(智)
十川 猫 雪	□及び② (新設) ばならない。 一以上に、車いす使用者用駐車施設を一以上設けなけれ 障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち □ 下特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、
	(権戦)

| 対る場合であって、欠に掲げる基準に適合する場合利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設けれている場合に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けあり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円得ないて「不特定多数利用機械式駐車場」という。) でにより自動車を駐車させる構造のもの(以下この項に

- が可能な場所が一以上設けられていること。 分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降すること ア 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部 ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合 利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設 ② 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数
 - | 数以上であること。 | がる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める| | 首椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が刊に掲合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける場の数(当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合抵車場に設ける車椅子使用者用駐車施設式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該不特定上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場を二以|
- る場合 子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設け合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅< ③ 改修を行う場合であって、次のア又はイに掲げる場

- ア 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を 設ける場合 炊の・又は・に掲げる場合の区分に 応じ、当該・又は・に定める数
 - ・ 当該效修に除る部分に設ける不特定多数利用 駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部 分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合 にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける 駐車施設の総数。以下この・及び・において同 じ。) が二百以下の場合 当該駐車施設の数に五 十分の一を乗じて得た数(その数に一米間の端数 があるときは、その端数を切り上げた数)
 - ・ 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用 駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場 合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た 数(その数に一未満の端数があるときは、その端 数を切り上げた数)に二を加えた数
- イ 当該效修に係る部分に不特定多数利用駐車場を 段けない場合 一
- 三 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ
- ばならない。
 - <u>三</u> 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 3 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(当該建 築物に利用居室が設けられていないときは、道等。回 において同じ。)までの経路の長さができるだけ短く なる立置に設けること。

ゴ 車いず使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ ばならない。 <u>り</u> 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。 ② 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室(当該建 築物に利用居室が設けられていないときは、道等。 闫 において同じ。)までの経路の長さができるだけ短く なる立置に設けること。

第六 建築物(〈 建築物(共同住宅等)に関する遵守基準(都市施設)(第五条関係
整備項目	博丁里連とすべき事項
一 特定経路	特定経路 ① (現行のとおり)
	以 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車椅子使用
	者用便房又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合に
	おいては、別表第五のうち移動等円滑化経路等に係る規
	定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円
	滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路となる
	べき経路又はその一部については、この表の規定は適用
	245°
	三 (既行のとおり)
こから七まで	ら七まで (現行のとおり)
八 便所	便所) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなけれ
	#4045°
	① 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用す
	ばならない。 □ 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなけら七まで (現行のとおり) □ (現行のとおり)

別表第六	建築物	(共同进化学)	に関する遵守基準	(מ市施設)	(第五条関係)

備考 (現行のとおり)

	一個 不特定多数利用駐車場に車椅子使用者用駐車施設を
	設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその
	付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室まで
	の経路についての誘導表示を設けなければならない。
十四から十七	(異行のとおり)
# 15	

+122+7 (密) まで 羅 (と) 別表第六 建築物(共同住宅等)に関する遺守基準(都市施設)(第五条関係) 遵守基準とすべき事頃 整備項目 一 特定経路 (2) 以 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車いす使用 者用便房 スは<u>車いす使用者用駐車施設</u>を設ける場合に おいては、別表第五のうち移動等円滑化経路等に係る規 定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円 滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路となる べき怪略又はその一部については、この表の規定は適用 しない。 ① (盤) こから七まで (密)) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面 人 便珩 を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(海設)

山から③まで

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、 障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設 を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はそ の付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室ま での経路についての誘導表示を設けなければならない。

る階(炊に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以 上を毀けるものでなければならない。 ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数 の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一數 地内の当該出入口に近接する位置にあるもの **イ 多数の者が利用する部分の末面簡が著しく小さ** い階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築 物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けな いことがやむを得ないと認められる階 ② 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に 偏ることなく設けることその他の多数の者が利用す る上で支障がない位置に設けることとする。 ③ 多数の者が利用する便所の末の表面は、相面とし、 又は得りにくい材料で仕上げること。 づ多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所 のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上(当該車 情子使用者用便 房に男子 用及び女子 用の区別を 設ける 場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければならな 三 一つ規定により多数の者が利用する便所を設ける階 (以下この頃において「便所設置階」という。)におい ては、当該便所のうち一以上(炊に掲げる川の場合にあ っては、刊に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を 一以上 (当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の 区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けな

		次に掲げるも及び女子用の	
NAV°			
(権 報)			

は、 その
② 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上
で支障がないものは、次のいずれかに該当するものと
tw.
ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階
であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上(当該
車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を
設ける場合にあっては、それぞれ一以上) 設ける施
設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあ
る場合
イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける

- よ、こつ常女と切りこずこ女)
- 乗じて得た数(その数に一未満の端数があるとき
- 四万平方メートル以下の場合 ニ **イ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超え** る場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を

ア

便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、

- 川 当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合 にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のアスはイ に定める数。ただし、当該数が便野設置階に設ける多 数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房のみを設 けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当 該多数の者が利用する便所の数とする。
- ければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者 用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げ る辺の場合は、この限りでない。

円及び30(新設)		

数) (千平方メートル未満の便所設置階 (車椅子使数) (千平方メートル未満の関所設置階 (車椅子使一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたする建築物に、床面積が千平方メートル未満の階のを一以上設ける場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定方メートルを超える場合にあっては、〇〇に掲うと一以上(当該便所設置階の床面積が一万平夕便所設置階 当該多数の者が利用する便所の

用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所

当該・又は・に定める場合
ウ 次の・又は・に掲げる便所設置階の区分に応じ、

便所に設ける場合

を一以上設ける場合

所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用するべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便

げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定方メートルを越える場合にあっては、口川に掲うち一以上(当該便所設置階の床面積が一万平る便所設置階 当該多数の者が利用する便所の・男子用の多数の者が利用する便所のみを設け

める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房

女子用の多数の者が利用する便折のみを設け

用便房)を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者を設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別及び女子用のと限る。)に男子用及び女子用の区別子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所を設ける階でほりとは、それぞれの車椅子使用者用便房(当該車椅ではける事椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房)の数を造る位置にある場合にあっては、当該数から当該施設の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の日本文の規定により床面積が干平方メートル以上日本文の場合にあっては、当該階数に相当する数をのみ除く。)の階数に相当する数を

- <u>る。</u> ③ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとす
 - <u>//。</u> ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ
 - → 車椅子使用者が円滑に利用することができるよ
- 回 □及び目に定めるもののほか、□の規定により設けるう十分な空間が確保されていること。
- を設けた便房を一以上(当該使房に男子用及び女子用の害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具多数の者が利用する便所のうち一以上には、高齢者、障回 ご及び闫に定めるもののほか、「の規定により設ける

- | 以上設けること。 同 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を
 - <u>と。</u> ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているこ
 - う十分な空間が確保されていること。

 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよ
- ること。 ができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設け ③ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用すること

	·
	区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けな
	ければならない。
	田 口から回までに定めるもののほか、〇の規定により設
	ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を
	設けるもののうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式
	の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下の
	ものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設
	さなければなのない。
九及び十	(関行のとなり)
一十一 型甲酸	一 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区
	分に応じ、当該印文は②に定める数以上の車椅子使用者
	用駐車施設を設けなければならない。
	(川 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二
	以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車
	施設の総数。3において同じ。)が二百以下の場合 当
	該駐車施設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数が計画の行う)。
	に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた言思にた言ら教にニークの一で美し、イア教会の
	数)
	③ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える
	場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数
	(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切
	り上げた数)に二を加えた数
	门 一〇規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支
	草がないものとして吹に掲げる場合は、適用しない。

	式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下る場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛□ 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設け
	設けなければならない。 のものに限る。) その他これらに類する小便器を一以上
九及び十	(智)
十一一類画際	□ 及び② (新設)ればならない。ちー以上に車いす使用者用駐車施設を一以上設けなけ○ 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのう

② 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐 車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合 であって、炊に掲げる基準に適合する場合 ア
当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車 情子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能 な場所が一以上設けられていること。 イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の 数(当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合 にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐 車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場 に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の 者が利用する駐車場を二以上設ける場合にあって は、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子 使用者用駐車施設の総数)の合計数が「に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上 であること。 ③ 改修を行う場合であって、次のア又はイに掲げる場 合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅

子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に

場を設ける場合 次の・又は・に掲げる場合の区ア 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車

設ける場合

部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降すること 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の

が可能な場所が一以上設けられている場合

分に応じ、当該・又は・に定める数

- ・ 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用 する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該改修に係 る部分に多数の者が利用する駐車場を二以上設 ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐 車場に設ける駐車施設の総数。以下この・及び・ において同じ。) が二百以下の場合 当該駐車陥 設の数に五十分の一を乗じて得た数(その数に 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた 赘)
- ・ 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用 する駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超え る場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて 得た数(その数に一未満の端数があるときは、そ の端数を切り上げた数) に二を加えた数
- イ 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車 場を設けない場合
- 三 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ はなわなく。

 - 回 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - ② 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用 する居室等(以下この頃において「利用居室等」とい う。当該建築物に利用居室が設けられていないとき は、道等。回において同じ。)までの経路の長さがで きるだけ頃くなる立置に設けること。

- □ 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなけれ まならない。
- 回 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

- 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室(当該建 築物に利用居室が設けられていないときは、道等。 闫 において同じ。)までの経路の長さができるだけ短く なる位置に毀けること。

	回 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施
	設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又は
	その付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室
	までの経路についての誘導表示を設けなければならな
	<u> </u>
十二から十五	(現行のとおり)
#16 P	

備考 (現行のとおり)

別表第七から別表第十二まで (現行のとおり)

別記第一号様式(現行のとおり)

別記第二号様式(別紙のとおり)

別記第二号の二様式から第四号様式まで(現行のとおり)

別記第五号様式(別紙のとおり)

別記第六号様式(別紙のとおり)

第七号様式から第十五号様式まで(現行のとおり)

	 多数の者が利用する駐車場に車いす使用者用駐車極
	設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又は
	その付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室
	までの経路についての誘導表示を設けなければならな
	<u>s°</u>
十二から十五	(盤)
₩ K	

編物 (器)

別表第七から別表第十二まで (略)

別記第一号様式 (略)

別記第二号様式(別紙のとおり)

別記第二号の二様式から第四号様式まで (略)

別記第五号様式(別紙のとおり)

別記第六号様式(別紙のとおり)

第七号様式から第十五号様式まで (略)